

## (C区分) 安土町地下駐車場における収支予算書の記入方法について

安土町地下駐車場は、市立駐車場分としての500台とは別に、複合建物附置義務分として27台分も併せて設置されております。指定管理者は、この附置義務分も含めた合計527台の駐車場全体の管理運営を行っていただきます。しかしながら、全体収入のうち附置義務分(全体527台のうち27台)については複合建物使用者に支払い、全体管理経費のうち附置義務分については複合建物使用者に請求できるため、基本納付金は市立駐車場分としての500台分で計算します。

C区分を申請される場合、収支予算書(1)・収支予算書(3)の記入に当たっては、安土町地下駐車場の利用料金等収入見込額または管理経費見込額について、全体台数である527台で算定してご記入いただくとともに、500台で算定した見込額についてもご記入いただく必要があります。ただし、500台で算定する見込額については、下記1・2を参照に台数按分による計算式で算出してください。また収支予算書(7)については、下記3を参照に、500台で算定した利用料金等収入見込額及び管理経費見込額に基づき作成してください。なお収支予算書(2)・収支予算書(4)・収支予算書(5)・収支予算書(6)については、527台で算定した見込額に基づき作成してください。

## 1. 収支予算書(1)の記載方法について

下記例を参照に、利用料金等収入見込額について527台での算定及び500台での算定の双方を記入してください。ただし500台での算定に当たっては、台数按分による計算式で算出してください(千円未満は四捨五入)。なお変動納付金の発生に係る利用料金等収入見込額は、500台での算定額となります。

駐車場名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
安土町地下駐車場 (527台で算定)	一時等					
	定期					
	計	0	0	0	0	0
安土町地下駐車場 (500台で算定)	一時等					
	定期					
	計	0	0	0	0	0

(例) 527台分の利用料金等収入見込額を一時等80,000千円、定期20,000千円とする場合。

上記見込額は附置義務分も併せた527台の駐車場の収入見込であるため、500台の算定は以下のとおりとなります。

- ・一時等 (80,000千円 × 500/527) = 75,901千円
- ・定期 (20,000千円 × 500/527) = 18,975千円
- ・利用料金等収入見込額 75,901千円 + 18,975千円 = 94,876千円

※変動納付金は、全体527台分の収入実績のうち付置義務分27台を除く500台分の収入実績が94,876千円を上回った時点で発生。

## 2. 収支予算書（3）の記載方法について

管理経費見込額について、「駐車場名：安土町地下駐車場（527台）」及び「駐車場名：安土町地下駐車場（500台）」双方を作成し、提出してください。ただし500台での算定に当たっては、上記1の収支予算書（1）についての記載例を参照とし、各項目について台数按分による計算式で算出してください。

## 3. 収支予算書（7）の記載方法について

「利用料金等収入見込額A」については収支予算書（1）における500台分の算定に基づく利用料金等収入見込額を、「管理経費見込額B」については収支予算書（3）における500台分の算定に基づく管理経費見込額を記入し、「収支差 A－B」を算出してください。

### ※参考

- ・安土町地下駐車場の地上部分の建物（ホテルヴィアール大阪）については、令和5年2月末でホテル事業を終了し、大阪市保健所とするために事務所への改修工事を令和5年12月ごろから行う予定です。
- ・保健所の運用開始については、現時点においては令和7年3月から先行部分供用開始を予定しており、これらそれまでの改修工事中及び運用開始後においても、利用動態は現在と変動する可能性がありますので、本公募期間中については可能な限り利用料金収入等の実績値の公表を本募集のホームページにおいて行う予定としております。  
（なお、保健所の運用開始（令和7年4月予定）となった際には、公用車両の定期駐車券（車庫証明付）の発行が現時点では約8台見込まれています。）